

■平成27年度 指定管理者年度評価表

施設名称	河内長野市立障がい者福祉センター「あかみね」		
指定管理者名	社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会		
対象期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日	担当課	障がい福祉課

評価項目		評価
サービスの提供	施設の設置目的に沿ってサービスを提供しているか。	◎
	使用時間、使用日、使用期間は遵守されているか。	○
	利用者に対する情報提供は適切か。	○
	利用者の安全は確保されているか。	○
	使用の承認、案内等は適切かつ迅速か、また接遇は適切か。	○
	施設の使用率は適正な水準にあるか。	○
	指定管理者が行った事業は、市民サービスの向上に役立ったか。	○
維持管理の	建物躯体及び設備機器の保守管理・安全確認等は適切か。	○
	修繕は適切か。	◎
	備品の管理は適切か。	○
	清掃、警備、衛生管理は適切か。	○
その他	サービス提供及び施設の維持管理のため、適正な人員が配置されているか。	○
	苦情等の対応は迅速かつ適切か、また市に迅速に報告しているか。	○
	良好な関係を保つべき関係団体や地域との連絡調整は適切か。	◎
	緊急時に備えた、体制、対応マニュアル、研修・訓練等は適切か、また、防火、防犯体制の整備、研修、訓練は適切に行われているか。	○
	個人情報保護のための体制、書類等の整備・保管、問い合わせ等への対応、研修は適切か。	○
	省エネルギー、省資源、環境配慮物品等の購入など環境への配慮はなされているか。	○
	業務を外部委託している場合、その業務は施設管理の主要な部分以外であるか、また、外部委託に過度にシフトしていないか。	○
	アンケート調査の結果は良好か。	○
	利用者等のニーズを把握し、管理運営に反映できているか。	○
	管理経費は削減されているか、または、削減に向けての努力がされているか。	○

評価欄の説明

- ◎：協定等の遵守に加え、指定管理者のノウハウを活かした優れた管理が行われた。
- ：協定等を遵守し、仕様書に沿った管理が行われた。
- △：協定等を遵守し、概ね仕様書に沿った管理が行われたが、一部に課題がある。
- ×：一部、協定等が遵守できていない。又は、不測の事態等により仕様書に沿った管理ができなかった。

■総合評価

市の取組み成果等	<p>協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理運営を必要に応じて、市と協議を行いながら実施した。その中で利用者が安心・信頼を得るための事業やニーズ把握を行なうことにより、河内長野市の障がい者福祉の向上のために必要な事業を実施することができた。その中で既存事業の見直し・拡大、障がい者の自立に向けた取り組みを積極的に行い、だれもが社会参加しやすい人づくりを行った結果、障がい者の自助グループへの発展や新たな事業の創出および総合的な生活支援の拡充へと事業展開することができた。</p> <p>さらに老朽化する施設整備を随時協議しながら修繕し、利用者が安心して利用できる施設環境を徐々に整備し、維持することができた。また、コスト削減を意識した職員による清掃や整理整頓を心がけ、きれいな施設と呼ばれる施設づくりを力を入れることができた。</p>
指定管理者の取組み・成果等	<p>デイサービス事業では、約60種類のクラブ・教室を毎週・隔週・毎月開催し、今期1年間の利用者総数は、19,358人となった。その内訳は障がい者が11,814人、健常者が7,544人で、一ヶ月に1,613人の利用があり、その比率は障がい者6(61%)に対しボランティアなど(健常者)が4(39%)の割合となっています。新規利用者が障がい者19名およびボランティア・家族などが32名となりました。そうした中で利用者の声を広く十分に聞くなどして、ニーズの把握や内容の精査・検討による改善に努め、個々の状況に応じた対応や既存するクラブ・教室のさらなる充実をボランティアとともに展開し、卓球クラブや家族会などが自主的に発展し、地域の方々の交流や障がい者の自助・共助に向けた場所づくりへと展開することができました。また、発達障がい児に対しても、ソーシャルスキルトレーニング(SST)生活技能訓練を行うとともに、ペアレントトレーニングも実施し、保護者との交流をさらに深め、家族と協同して支援を行い、自主的なグループ活動へと発展させることができました。さらに、障がい者福祉関係団体と協賛で毎年イベントを開催するために、定期的に準備委員会を開き、障がい者の動向や課題を障がい者間で話し合い、助け合う環境を整えることで、市長まちかどトークを開催することができました。</p> <p>生活介護事業では、平成27年度は、定員20名に対して、新規利用者2名を加え、21名(その内、医療的ケアの利用者が2名)の利用者で運営を行い、河内長野市の在宅障がい者の日中活動の中核的役割を果たしました。また、生活面での向上を図るために、短期入所や移動支援などを利用していない利用者とその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら相談・支援するとともに、地域で高齢化かつ孤立している利用者とその家族に対しても支援を行い、地域で安心して暮らせるよう支援しました。</p> <p>施設整備についても、老朽化する施設や設備の修繕・整備を計画的に進め、修繕の必要な箇所を修繕し、清掃や整理整頓等、きれいな施設と呼ばれる施設づくりを力を入れ、利用者により良い環境で安心して利用していただける場を提供することができました。</p>
今後改善や工夫すべき点等	<p>高齢化のために利用頻度が減少してきている利用者の見守り体制の見直しや障がい児の継続的な支援体制の充実を見直す。また、障がい者の社会参加や自立を援助するための場所として、より多くの障がい者が気軽に立ち寄ることができる施設をめざし、障がい者同士が協同で活動できる自助・共助的な活動ができる施設づくりを行う。</p>
改善に向けた方向性	<p>アンケートなどで得た利用者のニーズを分析、館内で開示することでより多くの意見を収集する。その結果を明確化するために運営委員会で意見交換を行い、また社会情勢に応じた事業を調査・研究し、新たなサービス提供のための整合性を図る。そのことにより、既存事業の発展や新規事業の試行的実施を繰り返し行い、必要な事業を障がい者とともに作り上げ、障がい者福祉の向上を図る。特に一人暮らしの障がい者への声かけや高齢化する障がい者のデイサービスのあり方、重度障がい者の受け入れ、障がい児の支援については積極的に実施し、利用者が安心して利用できる施設づくりおよび新規利用者の増員を図る。</p> <p>また、利用者の安全面や利用効率を向上させる、一方経費を削減できる形を実現し、削減した費用を障がい者福祉の向上や施設整備へと転換する。</p>

※協定書、仕様書、事業計画書等に基づき、各施設の性質に応じた評価項目を設定してください。